

12 企業全体の事業内識別の費用の割合

『調査票の記入のしかた』15～20ページ参照

●以下の(1)から(21)までの事業内容別の費用について、調査票第1面5欄「4費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。

事業内容	内容例示	費用総額に占める割合 (%)
(1) サービス事業以外	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業	1
(2) 卸売事業 (代理・仲立事業を含む)	繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業 等	
(3) 小売事業	繊維物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、無店舗小売業 等	1 0
(4) 電気、ガス、熱供給、水道事業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	
(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	固定・移動電気通信業、放送業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、貸スタジオ 等	3 0
(6) 運輸、郵便事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、郵便業(信書便事業を含む)	
(7) 運輸に附帯するサービス事業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業 等	
(8) 金融、保険事業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、短資業、手形交換所、両替業、保険業 等	
(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業	
(10) 不動産取引事業	建物売買業、土地販売業、不動産代理業・仲介業	
(11) 不動産賃貸・管理事業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業	
(12) 物品賃貸事業	産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業 等	
(13) 学術研究、専門・技術サービス事業	自然科学・人文・社会科学研究所、弁護士・公認会計士などの士業事務所、公証人役場、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、獣医学、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、土木建築サービス業、持株会社、写真業、プラントエンジニアリング 等	5 9
(14) 宿泊事業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ 等	
(15) 飲食サービス事業	食堂、レストラン、日本料理店、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り・配達飲食サービス 等	
(16) 生活関連サービス、娯楽事業	洗濯・理容・美容業、公衆浴場業、エステティック業、旅行業、衣服裁縫修理業、物品預り、映画館、結婚式場業、葬儀業、火葬業、墓地管理業、劇団、劇団、球場、球団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、ピリヤード場、パチンコホール、ダンスホール、マリナー業、フィットネスクラブ 等	
(17) 社会教育、学習支援事業	公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、職業訓練施設、学習塾、スポーツ・音楽・書道・生花・茶道・そろばん・外国語会話教授業 等	
(18) 医療・保健衛生事業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、歯科技工所、健康相談施設、検査業、消毒業 等	
(19) 社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、保育園、託児所、保育所型認定こども園、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、障害者福祉事業、更生保護事業 等	
(20) 学校教育事業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園 等	
(21) その他のサービス事業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、宗教、集会場、と畜場、政治・経済・文化団体、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、コールセンター 等	
合計	5 欄「4費用総額」	1 0 0

12 企業全体の事業内識別の費用の割合

M 企業全体の事業内識別の費用の割合

- 以下の例示を参考に、2019年1月から12月までの1年間の費用総額に占める割合を事業内容別に記入してください。
※ 2019年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2019年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 事業内容別の費用の割合がわからない場合は、従業者数、売上(収入)金額などの情報をもとに割合を算出して記入してください。
- 合計が100(%)となるよう整数で記入してください。

事業内容に関する説明

事業内容	例示
(1) サービス事業以外	サービス業以外の事業
(2) 卸売事業 (代理・仲立事業を含む)	<p>購入した商品を別の業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他企業から購入した(仕入れた)商品を別の企業に販売する事業(販売業務に付随して行う軽度の加工(簡易包装、洗浄、選別等)、取付修理も本事業に含まれる) ○ 他企業のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行う事業 ○ 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売を行う事業 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売する事業 <p>× 自企業内で製造した商品を別の企業に販売する事業 →「(1)サービス事業以外」</p>
(3) 小売事業	<p>商品を個人や家庭に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主に、個人又は家庭用として、仕入れた商品を消費者に販売する事業 ○ 個人又は家庭用として、自ら製造した商品(例:菓子、パンなど)を自社の店舗で消費者に直接販売する事業 <p>× 商品に関する修理、修理を専業としている場合の事業 →「(21)その他のサービス事業」</p> <p>× 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売を行う事業 →「(2)卸売事業」</p> <p>× 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売する事業 →「(1)サービス事業以外」</p>
(4) 電気、ガス、熱供給、水道事業	<p>各エネルギーの供給などを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力事業 ○ 地域冷暖房事業 ○ 自家発電の電力販売事業 ○ 下水道処理施設維持管理業 ○ ガス事業 <p>× 電気製品の小売 →「(3)小売事業」</p> <p>× 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 →「(21)その他のサービス事業」</p> <p>× 電気工事、給排水設備工事 →「(1)サービス事業以外」</p> <p>× かんがい用水供給 →「(1)サービス事業以外」</p>

事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
<p>(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業</p>	<p>情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など) ○ 通信に付帯するサービス(携帯電話の契約、解約など) ○ 放送サービス(テレビ放送時間の販売事業など) ○ 映画、テレビ番組などの制作、配給 ○ 新聞、書籍の発行 ○ 広告制作(印刷物に係る広告制作) ○ ニュース供給(通信社のニュース供給など) ○ サーバハウジング、サーバホスティング <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 広告代理業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」 × 新聞、書籍等の印刷業務 →「(1)サービス事業以外」 × デザイン、コピーライター →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」 × 携帯電話の販売 →「(2)卸売事業」又は「(3)小売事業」 × 情報を記録したディスク等の複製・製造 →「(1)サービス事業以外」
<p>(6) 運輸、郵便事業</p>	<p>旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業</p> <p>※(7)の事業を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 運転代行サービス →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」 × 自動車駐車場 →「(11)不動産賃貸・管理事業」 × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」
<p>(7) 運輸に付帯するサービス事業</p>	<p>運輸に付帯するサービスの提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸施設の運用事業、運輸施設提供業 ○ 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管庫を含む) ○ 港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、水先業、検数・検量業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 集配利用運送業 →「(6)運輸、郵便事業」 × 自動車一時駐車場業 →「(11)不動産賃貸・管理事業」 × 観光ガイド →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」 × 包装業 →「(21)その他のサービス事業」 × 船舶清掃業 →「(21)その他のサービス事業」 × 船舶解体業 →「(21)その他のサービス事業」 × 船舶給水業 →「(4)電気、ガス、熱供給、水道事業」
<p>(8) 金融、保険事業</p>	<p>資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など) ○ 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
<p>(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業</p>	<p>情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトウェア事業(受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など) ○ 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など) ○ 各種調査(市場調査、世論調査など) ○ 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など) ○ ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む) ○ ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など) ○ インターネット利用サポート業務(電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 →「(1)サービス事業以外」 × インターネット広告業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」
<p>(10) 不動産取引事業</p>	<p>土地、建物の売買を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地、建物などの不動産の売買を行う事業(自ら建築施工・土地造成などを行うものを除く) ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 土地、建物などの不動産の売買を行う事業(自ら建築施工・土地造成などを行うもの) →「(1)サービス事業以外」 × 不動産鑑定事業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」
<p>(11) 不動産賃貸・管理事業</p>	<p>土地、建物の賃貸・管理を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」 × 公民館など社会教育施設の賃貸 →「(17)社会教育、学習支援事業」 × 展示会場、集会場の賃貸 →「(21)その他のサービス事業」 × 下宿業 →「(14)宿泊事業」 × 倉庫業 →「(7)運輸に附帯するサービス事業」 × ビルメンテナンス業 →「(21)その他のサービス事業」
<p>(12) 物品賃貸事業</p>	<p>物品を賃貸する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 映画配給事業 →「(5)通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業」 × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」

事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
(13) 学術研究、専門・技術サービス事業	<p>学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究、製品開発事業 ○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス事業 ○ デザイン、機械設計事業 ○ 著述家、芸術家事業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など) ○ 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供) ○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ 経営コンサルタント事業 ○ 持株会社における子会社の管理業務 ○ プラントエンジニアリング・プラントメンテナンス(石油精製、化学、製鉄、発電等の大規模なプラントを対象としたもの) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 広告制作業(印刷物、テレビコマーシャルなど) →「(5)通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業」 × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 →「(21)その他のサービス事業」 × 写真現像事業 →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」 × 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 →「(7)運輸に附帯するサービス事業」
(14) 宿泊事業	<p>宿泊場所を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館、ホテル、簡易宿所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ○ リゾートクラブ事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 社会福祉施設が行う宿泊事業 →「(19)社会保険・社会福祉・介護事業」 × 貸家業、貸間業 →「(11)不動産賃貸・管理事業」
(15) 飲食サービス事業	<p>客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス ○ 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業 ○ 注文に応じて調理した料理品の販売を行う事業(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など) ○ 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 調理済みの飲食料品の小売 →「(3)小売事業」

事業内容に関する説明(つづき)

事業内容	例示
(16) 生活関連サービス、 娯楽事業	<p>個人を対象に、家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、コインランドリー、エステティックなどを含む) ○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など ○ 衣服修理業(個人持ちの材料の縫製) ○ 食品賃加工業(個人持ちの材料の加工) ○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○ 公園、遊園地事業、テーマパーク、スポーツ施設提供事業 ○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○ D P E 取次業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 理容学校・美容学校(各種学校) →「(20)学校教育事業」 × スポーツ・健康教授業 →「(17)社会教育、学習支援事業」 × 倉庫業 →「(7)運輸に附帯するサービス事業」
(17) 社会教育、学習支援 事業	<p>社会教育や教養・技能などを教授する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など) ○ 職業教育事業 ○ 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 専修学校、各種学校 →「(20)学校教育事業」 × テーマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) →「(16)生活関連サービス、娯楽事業」
(18) 医療・保健衛生事業	<p>医療、保健衛生に関するサービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療事業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、歯科技工業など) ○ 保健衛生事業(健康相談施設など)
(19) 社会保険・社会福祉・ 介護事業	<p>社会保険、社会福祉、介護に関するサービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険事業 ○ 児童福祉事業(保育所、児童相談所、乳児院、学童保育所など) ○ 老人福祉・介護事業(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業、有料老人ホームなど) ○ 障がい者福祉事業
(20) 学校教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業 ※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育事業に係るものは、まとめて「(20)学校教育事業」とします。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> × 他の分類(「附属病院(医療)」、「小売事業」、「不動産事業」など)に該当する事業 × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) →「(19)社会保険・社会福祉・介護事業」 ※ 認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育事業は、まとめて「(19)社会保険・社会福祉・介護事業」とします。
(21) その他のサービス事業	<p>(1)～(20)に分類されないサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> × 持株会社における子会社の管理業務、経営コンサルタント事業 →「(13)学術研究、専門・技術サービス事業」

13 費用の項目別内訳

『調査票の記入のしかた』21～28ページ参照

N

●次の太線枠内に印字された事業内容について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。
 ※次の太線枠内には調査票第2面 12欄の(2)から(21)までのいずれかの事業内容が印字されています。12欄で記入いただいた「費用総額に占める割合」の大小にかかわらず、太線枠内に印字された事業内容に係る費用の額を記入してください。(万円未満四捨五入)

学術研究、専門・技術サービス事業

主な費用項目	費用の額										円	
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		
① 給与総額					1	0	6	1	0	0	0,000	
② 福利厚生費(退職金を含む)						1	1	2	0	0	0,000	
③ 賃借料(土地・建物)								1	2	0	0,000	
④ 賃借料(情報通信機器)									1	5	0,000	
⑤ 賃借料(その他)								1	5	0	0,000	
⑥ 減価償却費							1	2	8	1	0,000	
⑦ 外注費							1	2	0	0	0,000	
⑧ 広告宣伝費								6	5	0	0,000	
⑨ 保険料							1	1	0	0	0,000	
⑩ 水道光熱費								1	9	5	0,000	
⑪ 通信費								1	8	0	0,000	
⑫ 荷造運搬費								5	0	0	0,000	
⑬ 旅費・交通費							1	3	0	0	0,000	
⑭ 車両費							1	8	0	0	0,000	
⑮ 消耗品費							1	1	0	0	0,000	
⑯ 媒体費							3	8	1	0	9	0,000
<p>⑰以降は、上記 赤点線枠に記載されている事業内容等によって 調査する費用項目が異なります。 (P23～P28 参照)</p>												
											0,000	
											0,000	
											0,000	
											0,000	
											0,000	

記入上の注意

- ・金額は1万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ・「¥」記号は記入しないでください。

13 費用の項目別内訳

N 費用の項目別内訳

- ・赤点線の枠に印字されている事業内容に係る費用の内訳について、主な費用項目別に記入してください。費用項目には①～⑬の「共通項目」(下表参照)と、⑭以降の「産業別項目」(P23～P28 参照)があります。
- ※ 記入する金額は、第1面5欄の「4 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)」に、赤点線の枠に印字されている事業内容に該当する第2面12欄の「費用総額に占める割合」を掛けた金額の内訳となります。
- ※ 印字されている費用項目以外は記入する必要はありません。

費用の項目の説明

《共通項目》

項目	内容
① 給与総額	<ul style="list-style-type: none">・売上原価(製造原価に含まれる労務費等)、販売費・一般管理費に含まれる人件費のうち、<ul style="list-style-type: none">▶ 役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし退職金や法定福利費は含めません。▶ 別経営の事業所(企業)に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。▶ 他の会社などから出向・派遣としてきている従業者に給与として支給している場合は、その金額を含めます。※ 「飲食サービス事業」において「⑰製造原価(労務費)」の記入欄がある場合は、ここに労務費を含めず、「⑰製造原価(労務費)」に含めてください。(P28参照)※ 「生活関連サービス、娯楽事業」において「⑱選手契約料・出演契約料」の記入欄がある場合は、ここに貴社に所属する選手等の契約料を含めず、「⑱選手契約料・出演契約料」に含めてください。(P28参照)
② 福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none">・当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
③ 賃借料(土地・建物)	<ul style="list-style-type: none">・土地・建物の賃借料の総額を記入してください。管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めて記入してください。経理上、売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
④ 賃借料(情報通信機器)	<ul style="list-style-type: none">・有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)とその他附属機器などの情報通信機器の賃借料を記入してください。経理上、売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑤ 賃借料(その他)	<ul style="list-style-type: none">・「③ 賃借料(土地・建物)」及び「④ 賃借料(情報通信機器)」以外の賃借料があれば記入してください。経理上、売買扱いとなっているリース支払額は含めません。※ 「運輸、郵便事業」において「⑳借船費」の記入欄がある場合は、ここに船の賃借料を含めず、「⑳借船費」に含めてください。(P25参照)※ 「金融、保険事業」において「㉑不動産関係費」の記入欄がある場合は、ここに不動産の維持のための器具・備品の賃借料を含めず、「㉑不動産関係費」に含めてください。(P26参照)
⑥ 減価償却費	<ul style="list-style-type: none">・取得価格が10万円以上の有形・無形固定資産に係る減価償却費を記入してください。なお、資産取得時に補助金等を受領し積立している場合、当該積立の取崩額を控除してください。※ 「運輸、郵便事業」において「㉒船費」の記入欄がある場合は、ここに船舶に関する減価償却費を含めず、「㉒船費」に含めてください。(P25参照)※ 「物品賃貸事業」において「㉓貸与資産原価」の記入欄がある場合は、ここに貸与資産に関する減価償却費を含めず、「㉓貸与資産原価」に含めてください。(P27参照)

費用の項目の説明(つづき)

《共通項目(つづき)》

項目	内容
⑦ 外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 ・なお、外注しているものの、他の項目の記載で金額が重複するものがある場合(例:外注の広告宣伝費)、当該金額は、本項目から控除してください。 ※「情報サービス、インターネット附随サービス事業」においては「⑦ 外注費」を記入せず、「⑩ 外注費(国内)」及び「⑪ 外注費(国外)」で国内と国外に分けて記入することになります。(P26参照)
⑧ 広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシ、テレビ用オンエアDVD、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費(外注分、媒体支払費を含む)を記入してください。 ※「卸売事業(代理・仲立事業を含む)」及び「小売事業」において「⑫ 販売手数料、販売奨励費」の記入欄がある場合は、ここに商品等の販売促進のための広告費を含めず、「⑫ 販売手数料、販売奨励費」に含めてください。(P23、24参照) ※「金融、保険事業」において「⑫ 取引関係費」の記入欄がある場合は、ここは「0」万円とし、「⑫ 取引関係費」に含めてください。(P26参照) ※「学術研究、専門・技術サービス事業」において「⑬ 媒体費」の記入欄がある場合は、ここに媒体支払費を含めず、「⑬ 媒体費」に含めてください。(P27参照)
⑨ 保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・損害保険料、地震保険料、生命保険料、自動車保険料などの保険料金を記入してください。 ※「物品賃貸事業」において「⑭ 貸与資産原価」の記入欄がある場合は、ここに貸与資産に関する保険料を含めず、「⑭ 貸与資産原価」に含めてください。(P27参照) ※「物品賃貸事業」において「⑮ リース投資資産原価」の記入欄がある場合は、ここにファイナンスリースに関する保険料を含めず、「⑮ リース投資資産原価」に含めてください。(P27参照)
⑩ 水道光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代、ガス代及び水道代の支払額を記入してください。
⑪ 通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料金やインターネット料金、郵送料金などの通信費用の総額を記入してください。 ※「金融、保険事業」において「⑫ 取引関係費」の記入欄がある場合は、ここは「0」万円とし、「⑫ 取引関係費」に含めてください。(P26参照)
⑫ 荷造運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・販売した商品や製品の発送に関わる梱包材料や資材などの支払額(荷造)、発送する際の運送費や搬送費などの支払額を記入してください。
⑬ 旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・役員や従業員が会社の業務遂行に要した旅費や交通費を記入してください。 ※「金融、保険事業」において「⑫ 取引関係費」の記入欄がある場合は、ここは「0」万円とし、「⑫ 取引関係費」に含めてください。(P26参照)
⑭ 車両費	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代、オイル代など車両の運営、維持、管理のために支払った費用を記入してください。 ※「宿泊事業」において「⑯ 修繕費」の記入欄がある場合は、ここに送迎営業車両等の修繕費を含めず、「⑯ 修繕費」に含めてください。(P27参照)
⑮ 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得金額が10万円未満の消耗品又は使用可能期間(法定耐用年数)が1年未満の消耗品について支払った費用を記入してください。 ※「医療・保健衛生事業」において「⑯ 薬品費」、「⑰ 材料費(薬品費除く)」の記入欄がある場合は、ここに薬品の費消額等を含めず、それぞれに含めてください。(P28参照)

《産業別項目》

(2) 卸売事業(代理・仲立事業を含む)

項目	内容
商品売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・年間商品販売額(卸売事業)に対応する「商品仕入原価」として、「年初手持額+当年仕入額-年末手持額」により計算した金額を記入してください。
販売手数料、販売奨励費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品・製品の販売に関して、あらかじめ定められた契約等にもとづき、取引数量又は金額などに応じて、代理店・仲介人等へ支払った手数料・仲介料等又は、商品・製品の販売の促進を目的に支出した費用を記入してください。 ・なお、ここに記載した金額が「⑧ 広告宣伝費」に含まれている場合、「⑧ 広告宣伝費」は、この費用を控除した金額に修正してください。

費用の項目の説明(つづき)

(3) 小売事業

項目	内容
商品売上原価	・年間商品販売額(小売事業)に対応する「商品仕入原価(製造小売の場合は製造原価)」として、「年初手持額+当年仕入額-年末手持額」により計算した金額を記入してください。
販売手数料、販売奨励費	・商品・製品の販売に関して、あらかじめ定められた契約等にもとづき、取引数量又は金額などに応じて、代理店・仲介人等へ支払った手数料・仲介料等又は、商品・製品の販売の促進を目的に支出した費用を記入してください。 なお、ここに記載した金額が「⑩ 広告宣伝費」に含まれている場合、「⑩ 広告宣伝費」は、この費用を控除した金額に修正してください。

(4) 電気、ガス、熱供給、水道事業

項目	内容
燃料費	・石炭費、燃料油費、核燃料減損額、ガス費、歴青質混合物費、バイオマス燃料費、廃棄物燃料費、助燃費及び蒸気料、運炭費及び運搬費を記入してください。
原材料費	・液化天然ガス、液化石油ガス、購入ガス、揮発油等の費用を記入してください。
修繕費	・伐採補償料等の補償費、有形固定資産、たな卸資産、消耗工具器具備品等の維持修繕のための材料費、支払修繕料など修繕に要した費用を記入してください。

(5) 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業

項目	内容
施設保全費	・電気通信設備の保全のために必要であった費用を記入してください。
通信設備使用料	・他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払った費用を記入してください。
制作費 (出演料等の人件費)	・出演者に支払った出演料及び演奏料、監督等製作スタッフ、要員などに要した人件費を記入してください。自社の従業者への給与等は除きます。
制作費(その他)	・「制作費(出演料等の人件費)」以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、録音費、スタジオ使用料、プリント費、出演者等の旅費交通費など)を記入してください。
配給権獲得費(国内)	・国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払ったロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。
配給権獲得費(国外)	・国外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払ったロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。
配収支払費	・入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画製作者に支払った費用を記入してください。
著作権使用料	・音声制作業務のために支払った著作権料を記入してください。
印税・原稿料	・著者(著作権者)に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費を記入してください。
版權獲得費(国内)	・国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品をビデオ化するための版權を得るために支払った費用を記入してください。
版權獲得費(国外)	・国外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品をビデオ化するための版權を得るために支払った費用を記入してください。

費用の項目の説明(つづき)

(6) 運輸、郵便事業

項目	内容
動力費	<ul style="list-style-type: none"> 車両保存費(車両修理工事における動力用の電気代等)及び運転用動力費を記入してください。
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の燃料及び助燃剤に要した費用(積込費用、容器代その他の附帯費用を含む)を記入してください。
貨物費 (燃料費除く)	<ul style="list-style-type: none"> 貨物の揚げ積みに係る費用など、貨物の取り扱いに際して発生した費用(燃料費除く)を記入してください。 ※ 船内及び沿岸荷役費、艀賃、荷役用具費用、接続費用、荷物監視料、検数料、検才料、集荷手数料、仲介手数料、積付資材費用、船内掃除料、ハッチ開閉料、貨物弁金、コンテナヤード費用、コンテナプレートステーション費用、フィーダーサービス費用、貨物運賃に係る外国税金その他の貨物の輸送に伴って発生する費用などを含めます。
港費	<ul style="list-style-type: none"> 水先料、とん税、入港料、岸壁使用料、浮標使用料、曳船料、綱取放料、通船料、運河通航料、海運代理店手数料、検疫臨時消毒費、その他の船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生した費用を記入してください。
船費	<ul style="list-style-type: none"> 船舶を所有し、維持管理するために生じた費用を記入してください。船舶に関する減価償却費や船舶修繕費、固定資産税及び特別修繕引当金繰入額などを船費に含めます。なお、ここに記載した金額が「⑥ 減価償却費」に含まれている場合、「⑥ 減価償却費」は、この費用を控除した金額に修正してください。
借船費	<ul style="list-style-type: none"> 期間傭船料(用船料、船舶を船主から借り受ける際に支払った借船料)、裸傭船料及びコンテナ船スペースチャーター料を記入してください。なお、ここに記載した金額が「⑤ 賃借料(その他)」に含まれている場合、「⑤ 賃借料(その他)」は、この費用を控除した金額に修正してください。

費用の項目の説明(つづき)

(8) 金融、保険事業

項目	内容
資金調達費用	・預金利息(信用農・漁業協同組合連合会については貯金利息。以下同様)、譲渡性預金利息、コールマネー利息及び売現先利息等、損益計算書における資金調達費用を記入してください。
役務取引等費用	・支払為替手数料及びその他の役務費用を記入してください。
特定取引費用	・特定取引勘定で行った取引に係る売買損益及び評価損益等のうち、収益と費用を相殺し、費用が収益を上回った額を記入してください。
金融費用	・支払利息、支払債券利子、信用取引費用、現先取引費用、有価証券貸借取引費用、手形割引料などの金融費用を記入してください。
取引関係費	・支払手数料、取引所・協会費、通信・運送費、旅費・交通費、広告宣伝費、交際費を記入してください。 なお、ここに記載した金額に「⑧ 広告宣伝費」、「⑪ 通信費」及び「⑬ 旅費・交通費」が含まれている場合、これらの項目は、それぞれ「0」万円に修正してください。
不動産関係費	・修繕費、清掃費、その他不動産の維持管理のために支出した費用、器具・備品の賃借料等を記入してください。 なお、ここに記載した金額が「③ 賃借料(土地・建物)」、「④ 賃借料(情報通信機器)」及び「⑤ 賃借料(その他)」に含まれている場合、「③ 賃借料(土地・建物)」、「④ 賃借料(情報通信機器)」及び「⑤ 賃借料(その他)」は、この費用を控除した金額に修正してください。
保険金等支払金	・保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いが生じた費用(再保険契約による支払保険料も含む)を記入してください。
責任準備金等繰入額	・繰入額が戻入額を上回った場合に、その金額を記入してください。
資産運用費用	・資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを記入してください。
保険引受費用	・正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費、満期返戻金、支払準備金繰入額、為替差損、その他保険引受費用などを記入してください。
貸倒引当金繰入額	・売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を記入してください。

(9) 情報サービス、インターネット附随サービス事業

項目	内容
外注費(国内)	・業務の一部又は全部を国内の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係は外注費とみなしません。
外注費(国外)	・業務の一部又は全部を国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係は外注費とみなしません。

費用の項目の説明(つづき)

(10) 不動産取引事業

項目	内容
用地費	・国が直轄施行する工事の用に供するため取得した土地の購入費(現場事務所、宿舍等の敷地購入を除く)を記入してください。
外注工事費	・土地を売るための土地開発業務を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係は外注工事費とみなしません。 ・上記以外の外注費については、「⑦ 外注費」の記入のしかたに沿って記入してください。(P23参照)
土地建物購入費	・土地や建物を購入した費用で「用地費」以外を記入してください。

(11) 不動産賃貸・管理事業

項目	内容
修繕費	・賃貸する事務所、倉庫、建物などの修繕による原状回復のために要した費用を記入してください。原状回復に加え、付加価値を加えた修繕については、修繕費には含めません。

(12) 物品賃貸事業

項目	内容
貸与資産原価	・貸与資産(オペレーティングリース及びレンタル資産)の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めて記入してください。 なお、ここに記載した金額の一部が「⑥ 減価償却費」(又は「⑨ 保険料」)に含まれる場合、「⑥ 減価償却費」(又は「⑨ 保険料」)は、該当する金額を控除した金額に修正してください。
リース投資資産原価	・ファイナンスリース原価(固定資産税、保険料等を含む)を記入してください。 なお、ここに記載した金額の一部が「⑨ 保険料」に含まれる場合、「⑨ 保険料」は、該当する金額を控除した金額に修正してください。
資金原価	・金融費用(貸与資産及びリース投資資産購入資金調達に伴う支払い利息から購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)を記入してください。

(13) 学術研究、専門・技術サービス事業

項目	内容
媒体費	・新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP(セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費(広告時間枠購入費、掲載費、新聞折込チラシの折込料など)として媒体企業に支払った費用を記入してください。

(14) 宿泊事業

項目	内容
材料費	・料理材料費、飲料売上原価、売店商品売上原価などを記入してください。
修繕費	・固定資産、什器備品、送迎営業車両等の修繕による原状回復のために要した費用を記入してください。 なお、ここに記載した金額の一部が「⑭ 車両費」に含まれる場合、「⑭ 車両費」は、該当する金額を控除した金額に修正してください。

費用の項目の説明(つづき)

(15) 飲食サービス事業

項目	内容
製造原価(材料費)	・提供する飲食物の材料費を記入してください。
製造原価(労務費)	・提供する飲食物の製造に係る人件費を記入してください。 なお、ここに記載した金額が「① 給与総額」に含まれる場合、「① 給与総額」は、この費用を控除した金額に修正してください。

(16) 生活関連サービス、娯楽事業

項目	内容
施設管理費	・建物や会場の改装・修繕費や敷地内補修費などの施設管理に要した費用を記入してください。 なお、施設管理を外部委託している場合には、「⑦ 外注費」に含めないで、「施設管理費」に含めて記入してください。
販売手数料	・商品の販売やサービスの提供に際して、代理店や外交員、仲介人等に支払う手数料に、冠婚葬祭互助会に支払う手数料を含めて記入してください。
上映映画料	・配給会社に支払う上映権料を記入してください。
選手契約料・出演契約料	・所属選手との契約料、出演者との出演契約料を記入してください。 なお、ここに記載した金額が「① 給与総額」に含まれる場合、「① 給与総額」は、この費用を控除した金額に修正してください。

(17) 社会教育、学習支援事業

項目	内容
警備費	・外部会社のセキュリティシステム導入に係る費用及び派遣等による警備員等の警備業務に係る費用を記入してください。 ※「⑦ 外注費」には含めず「警備費」に記入してください。
講師謝礼	・貴社(団体等)と雇用関係がない講師の人件費(他社との講師請負契約による支払額、個人との講師請負契約による支払額など)を記入してください。 ※「⑦ 外注費」には含めず「講師謝礼」に記入してください。
教材作成費	・受講者に授業を受講させるために必要な教材を作成するために要した費用を記入してください。 なお、教材の作成を外部委託している場合には、「⑦ 外注費」に含めないで、「教材作成費」に含めて記入してください。

(18) 医療・保健衛生事業

項目	内容
薬品費	・投薬用薬品、注射用薬品、外用薬、検査用試薬、造影剤などの費消額を記入してください。 なお、ここに記載した金額が「⑮ 消耗品費」に含まれる場合、「⑮ 消耗品費」は、この費用を控除した金額に修正してください。
材料費 (薬品費を除く)	・診療材料費(カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉など、1回ごとに消費する診療材料の消費額)、医療消耗器具備品費(診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの)、給食用材料費(患者給食のために使用した食品の費消額)を記入してください。 なお、ここに記載した金額が「⑮ 消耗品費」に含まれる場合、「⑮ 消耗品費」は、この費用を控除した金額に修正してください。